

お知らせ

2023年7月13日
株式会社レアジョブ

実務で使える「基本契約書実践講座」販売開始

12種の契約書のひな形と添削課題で「明日から使える知識」が身につく

スキルの可視化と向上を支援する“AI アセスメントカンパニー”の株式会社レアジョブ（以下、レアジョブ）は、資格試験対策事業「資格スクエア」より、2023年7月13日に、実務で使える「基本契約書実践講座」の販売を開始しました。



本講座では、契約書とは何かという基礎的な理解はもちろんのこと、ビジネスの現場で実際に使われる契約書の作成・チェックのポイントを、発注者・受注者双方の視点を踏まえて網羅的に学べます。ビジネスパーソン・士業従事者が契約書に相対する際に〈実務ですぐに使える知識〉が身につく実践的講座です。

■本講座の特徴

法律知識ゼロ・契約書初心者でも安心

本講座は契約書レビューをする立場の士業・法務担当に限らず、契約書を使って活動をする営業担当・管理職、そして、契約主体となり得る経営者や個人事業主の方まで幅広くご活用いただけます。

ひな形・締結時チェックリスト付き

各講義には、実際に実務で頻度高く用いられる主要な契約書のひな形・締結時チェックリストが付いています。講座全体を通して「契約書とは何か」という基本を理解し、実際に契約書を使える状態になることを目指していただけます。

秘密保持契約書 チェックリスト		
項目	開示前	開示後
目的	開示する目的は何か	開示を受ける目的は何か
秘密保持の対象	開示する目的との関係で開示する必要のある情報は何か	開示を受ける目的との関係で受ける必要がある情報は何か
	開示する方法は何か（口頭、書面、電子メール等）	開示する方法は何か（口頭、書面、電子メール等）
秘密保持の範囲	「営業秘密」（不正競争防止法第2条第1項）に該当するか	「営業秘密」（不正競争防止法第2条第1項）に該当するか
	秘密保持義務の発生を要するか	秘密保持義務の発生を要するか
秘密保持の目的	秘密保持の目的が明記されているか	秘密保持の目的が明記されているか
	秘密保持の目的が、従業員、役員、顧問、専門家等、第三者の開示を受ける必要を定めるか	秘密保持の目的が、従業員、役員、顧問、専門家等、第三者の開示を受ける必要を定めるか
開示対象	開示対象に対し、開示を受ける目的が秘密保持義務を課しているか	開示対象に対し、秘密保持義務を課しているか
	開示対象に対し、開示を受ける目的が秘密保持義務を課しているか	開示対象に対し、秘密保持義務を課しているか
開示内容	開示内容が第三者に開示することを認めるか、認める場合は要件には問題がないか	開示内容が第三者に開示することを認めるか、認める場合は要件には問題がないか
	秘密保持義務を課した結果の法的影響の帰属をどのように設定するか	秘密保持義務を課した結果の法的影響の帰属をどのように設定するか
開示手段	開示・開示を受ける方法（口頭、書面、電子メール、クラウドサービス等）	開示・開示を受ける方法（口頭、書面、電子メール、クラウドサービス等）
	秘密保持義務の発生を要するか	秘密保持義務の発生を要するか
秘密保持義務	秘密保持義務の発生を要する場合は、秘密保持義務を課しているか	秘密保持義務の発生を要する場合は、秘密保持義務を課しているか
	秘密保持義務の発生を要する場合は、秘密保持義務を課しているか	秘密保持義務の発生を要する場合は、秘密保持義務を課しているか
契約期間	契約期間終了後の開示はどうか	契約期間終了後の開示はどうか
	契約期間終了後の開示はどうか	契約期間終了後の開示はどうか
その他	秘密保持義務の発生を要する場合は、秘密保持義務を課しているか	秘密保持義務の発生を要する場合は、秘密保持義務を課しているか

(ひな形・締結時チェックリスト イメージ画像)

作成した契約書は、弁護士が添削

本講座には契約書の添削サービスが含まれており、作成した契約書は弁護士が添削いたします。一般的な契約書レビューと同様、Microsoft Word 形式のファイルにコメントを付けた状態で返却いたします。

講師紹介

長瀬佑志 講師



茨城県下最大となる弁護士法人長瀬総合法律事務所の代表弁護士。企業法務のみならず、民事事件や刑事事件、人権問題など幅広い実務経験をもつ。弁護士業務と並行してこれまでに累計 10 冊以上の書籍を執筆し、特にビジネスパーソンを対象とした実務書は高い評価を得ている。また、YouTube チャンネルでも積極的に法律知識の発信を行い、分かりやすい語り口から多くの視聴者を抱える。

実務で使える「基本契約書実践講座」概要

- 講義 : 全 93 講義（合計 15 時間程度）
1 コマ 15~30 分で視聴可能なので、スキマ時間での受講に最適
- 製本教材 : 『民法を武器として使いたいビジネスパーソンの 契約の基本教科書』
弁護士法人長瀬総合法律事務所編
- 添削課題 : 全 2 問（売買契約書・業務委託契約書）
※オンライン提出後、2 週間以内に返却予定
- 視聴期間 : 開講日より 6 カ月間

(URL) <https://www.shikaku-square.com/basic-contract>

■資格試験のオンライン学習サービス「資格スクエア」について

「資格スクエア」は、“合格するための正しい学習”をシステム化した法律系難関資格のオンライン学習サービスです。多くの難関試験合格者から学習法をヒアリングし、「合格するためにはどのように学習すべきか」の最適解を見出し、脳科学の要素を加えカリキュラム化。また、講義や教材の提供にとどまらず、最適なデジタル学習環境とサポートによって“正しい学習”の実践を支えることで、多くの人が合格を掴み、活躍できるように支援します。



【株式会社レアジョブについて】

所在地：東京都渋谷区神宮前 6-27-8 京セラ原宿ビル 2F

代表者：代表取締役社長 中村 岳

URL：<https://www.rarejob.co.jp/>

事業内容：リスニング事業／子ども・子育て支援事業

上場取引所：東京証券取引所プライム市場

【レアジョブグループの事業展開について】

レアジョブグループは、AI アセスメントカンパニーとして、グループビジョン“Chances for everyone, everywhere.”に基づき「世界中の人々が、それぞれの能力を発揮し、活躍できる世の中の実現」を目指しています。オンライン英会話をはじめ、AI ビジネス英語スピーキングテスト「PROGOS®」などアセスメントを軸とし、個人・法人・教育機関などを対象に事業を展開。また、英語だけでなくグローバルリーダーに必要な評価・育成・採用など人材関連サービスや、資格取得を支援するサービス、K12 領域における子ども子育て支援サービスも幅広く提供。今後も、国内のみならずグローバルな事業展開を推進してまいります。

【イメージムービー：レアジョブが描く少しだけ未来の風景】

<https://youtu.be/6HWoKierAYs>

【提供サービス】

◆リスニングサービス

ーオンライン英会話サービス

- ・[オンライン英会話サービス「レアジョブ英会話」](#)
- ・[オンライン完結成果保証型英会話プログラム「スマートメソッド®コース」](#)

ーアセスメントサービス（英語力測定）

- ・[ビジネス英語スピーキングテスト「PROGOS®」](#)
- ・[英語スピーキング力診断アプリ「PROGOS®」](#)

ー法人向け人材育成関連サービス

[・グローバルビジネススキル習得プログラム「グローバルスキル Power トレーニング」](#)

[・法人向けグローバルリーダー育成研修サービス](#)

—資格取得支援サービス

[・法律系難関資格のオンライン学習サービス「資格スクエア」](#)

◆子ども・子育て支援サービス

—オンライン英会話サービス

[・子ども専門オンライン英会話サービス「リップルキッズパーク」](#)

[・学校／個人向けオンライン英会話サービス「エデュル」](#)

—英語教室関連サービス

[・子ども向け英語教室「グローバルフィールド」](#)

—英語指導者派遣サービス

[・ALT 人材派遣サービス](#)

【本お知らせに関するお問い合わせ】

株式会社レアジョブ 広報 水口

メール：press@rarejob.co.jp